

平成27年度第10回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年1月12日(火) 午後4時00分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2.3会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄  
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司  
委員 1番 竹内 明子 3番 多内 茂  
4番 横山 和男 6番 勝原貴美恵  
7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫  
12番 木下祐一郎 13番 山崎 儀章  
14番 岩見 正明 15番 古井 淳二  
16番 田中 正則 17番 鎌谷 一也  
18番 谷口與理幸 19番 木原君太郎  
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子  
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 3名 2番 岡田 孝明 5番 岡本 達眞  
11番 橋本金次郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 21番 安藤 博子 22番 澤田 俊雄  
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について  
農地法第18条第6項の規定による通知書について  
公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告につ  
いて  
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第4 議案第2号 非農地証明について  
第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について  
第7 議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について  
第8 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

## 6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は、3名です。</p> <p>出席者数20名です。定足数に達していますので、平成27年度第10回八頭町農業委員会を始めたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、21番 安藤博子委員、22番 澤田俊雄委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。</p> <p>委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており問題なしということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は12件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について。工期延長の変更届が1件ありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>議案第1号受付番号20-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議の件</p> <p>受付番号20-1について説明します。</p> <p>土地の所在 坂田地内 6筆 台帳地目 すべて畑、現況地目 すべて</p>

畑、合計面積 2,622 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、親から子へ贈与するということです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地、12,787 m<sup>2</sup>の内 5,950 m<sup>2</sup>は貸付けされていますが、貸付農地は適切に耕作されていますので、全部効率利用要件には勘案しないものとします。自作地についてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人を含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、88 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、18番 谷口委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷口委員 先月、面会し調査をしましたが、きちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。

続きまして、日程第4 議案第2号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 非農地証明について

農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号13-1について説明します。

土地の所在地 船岡地内2筆。登記地目 田と畑 現況地目 2筆とも宅地。面積62㎡と37㎡。合計99㎡。

場所につきましては、議案書の3から5ページに図面を付けています。平成26年8月に農振除外の案件として審議し農振除外が承認された土地です。

理由につきましては、平成7年頃、隣接地の造成工事が開始され平成10年4月頃に完了し宅地として利用されてきました。その後、隣接地の所有者が代わり行われた境界確認により、境界を越えて申請地に石積みが施工されていることが判明したものです。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、隣接宅地の一部として施工されてから20年余り経過しており農地行政上も特に支障はないと考えます。現地確認を鎌谷委員、東口委員、谷口委員にお願いしました。

議長（会長）

この件につきましては、17番鎌谷委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

鎌谷委員

船岡地域の農業委員3名と事務局1名で現地確認を行いました。石垣が積んであり、農地へ戻せる状態ではありません。今回のことは止むを得ないと思います。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、受付番号13-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、受付番号13-1について申請どおり決定いたします。続きまして受付番号14-2について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>受付番号 14-2 について説明します。</p> <p>土地の所在地 新興寺地内 3 筆。</p> <p>2 筆は登記地目 畑 現況地目 原野、1 筆は登記地目 田 現況地目 原野、面積 176 m<sup>2</sup>、1,007 m<sup>2</sup>、147 m<sup>2</sup>、合計 1,330 m<sup>2</sup>です。</p> <p>場所につきましては、議案書の 3, 6, 7 ページに図面を付けています。</p> <p>理由につきましては、平成 4 年頃から耕作しておらず、現在は原野となっているとのことです。</p> <p>これらの農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっています。</p> <p>現地確認を岩見委員、木下委員、木原委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、14 番岩見委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
岩見委員	<p>ずっと耕作されていない土地です。近くのため池も壊れ、水が取れない状況ですし、申請地は獣被害も多く、とても耕作できないと思います。農地として再生できないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、受付番号 14-2 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 14-2 について申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第 2 号 非農地証明について審議を終わります。</p> <p>続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について</p> <p>八頭町長から平成 27 年 12 月 28 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>議案書の 8 から 20 ページをご覧ください。</p> <p>今月は通常の利用権設定が新規 20 件、更新 45 件で、面積は、田 176,794 m<sup>2</sup> 畑 8,222 m<sup>2</sup> 合計 185,016 m<sup>2</sup>です。</p> <p>中間管理事業分は、新規 4 件で、面積は、田 10,322 m<sup>2</sup>です。</p>

69 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

受付番号 344-1 から 396-53 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 (報告なし)

議長 (会長) 質問・意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、受付番号 344-1 から 396-53 について申請どおり決定します。

続きまして、受付番号 397-54 についてですが、本案件は、関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

(関係委員退室)

議長 (会長) それでは、受付番号 397-54 について審議を行います。報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 (報告なし)

議長 (会長) 意見・質問はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、受付番号 397-54 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。

(関係委員入室)

議長 (会長) 続きまして、受付番号 398-55 から 412-69 について審議を行います。

事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 (報告なし)

議長 (会長) 質問・意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、受付番号 398-55 から 412-69 について申請どおり決定します。

以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明をします。

八頭町長より平成 27 年 12 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 83-1 から 86-4 について説明します。

先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、農地中間管理事業分として鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 10,322 m<sup>2</sup>を、借受け希望のありました担い手 2 名へそれぞれ 2,357 m<sup>2</sup>と 5,950 m<sup>2</sup>、農事組合法人へ 2,015 m<sup>2</sup>を配分するものです。

議長 (会長) この件につきまして、質問・意見ありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、案どおり承認いたします。

以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして、日程第 7 議案第 5 号地籍調査事業に伴う農地の地目

変更について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。

現在、地籍調査課が地籍調査を行っています。その結果、現況に合わせて所有者の合意に基づき職権で地目変更を行います。農地ということで農業委員会へ通知し、意見を求めるということです。

この件は以前より事務局から地籍調査課へ確認させていただいています。

今回の農地からの地目変更ですが、八東地域の柿原地区の一部が対象です。4件すべて雑種地への変更であり合計面積は580㎡です。

地目変更を行っても問題無いと思われまますので、問題なしで回答したいと思います。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、申請どおり決定いたします。

以上で日程第7 議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について審議を終了いたします。

続きまして日程第8 その他について事務局よりお願いします。

事務局

●12月審議の転用案件の許可状況について

●建議書の提出について

●平成27年八頭町農地賃借料情報について

次回委員会は、2月10日（水）午後1時30分から船岡庁舎 会議室で行います。

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第10回農業委員会を終了します。  
終了（16時30分）